

裁 決 書

青森市 [REDACTED]
再審査請求人 [REDACTED]

上記再審査請求人が平成17年12月14日付けで提起した青森市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が同年8月9日付けで行った費用徴収決定処分に係る再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件再審査請求に係る費用徴収決定処分を取り消す。

不服の要旨

再審査請求人の再審査請求の趣旨は、処分庁が再審査請求人に対して平成17年8月9日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにあり、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) [REDACTED] 株式会社からの金銭15万円の借入れについて、事前に処分庁の承認を得なければならないとは知らなかった。
- (2) 携帯電話の料金が高額であることを知らずに使用したものであり、計画性はないものである。
- (3) たとえ、法に違反していたとしても、15万円という金額を請求されると生活ができなくなることはわかっているはずであり、返還を命じるのは無理である。
- (4) 携帯電話の料金は、自立・健康を維持するために必要不可欠のものであり、必要経費として認めるべきである。
- (5) 電話をかけることになった原因は、非常に悪質なものであり、その内容は処分庁の担当職員にも説明しており、理解を得ているはずである。

裁決の理由

1. 認定事実

- (1) 処分庁は、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対して法による保護を開始した。
- (2) 再審査請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院した際に使用した携帯電話の料金を支払うため、処分庁の事前の承認を得ずに〇〇〇〇〇〇株式会社から15万円を借り、同年7月25日、その旨を処分庁に連絡した。
- (3) 処分庁の職員は、平成17年7月27日に、(2)の借入金(以下「本件借入金」という。)の調査のため、再審査請求人と面接し、本件借入金を携帯電話の料金の支払に充てた場合には本件借入金を収入と認定して保護費の返還が生じるため、本件借入金を直ちに〇〇〇〇〇〇株式会社に返還するよう指導したところ、再審査請求人は、これには応じず、生活を圧迫しない程度であれば分割して保護費の返還に応じると回答した。
- (4) 処分庁の職員は、平成17年8月4日に再審査請求人と面接し、携帯電話の料金の支払額が〇〇〇〇〇〇円であったことを確認し、及び本件借入金についての収入申告書を徴した。
- (5) しかし、処分庁は、本件借入金を収入として認定しなかった。
- (6) 処分庁の職員は、平成17年8月9日に再審査請求人と面接し、本件処分を行うこととなる旨を伝え、再審査請求人から履行延期申請書及び返済誓約書が提出された。
- (7) 処分庁は、平成17年8月9日に本件処分を決定し、同日再審査請求人に対して通知を発送した。

2. 判断

- (1) 法は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」(第4条第1項)、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(第8条第1項)ものと規定し、収入として認定しないものについては、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額で、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているもの等とされているところ、本件借入金は、これに該当しないものであり、収入として認定しないものには該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。
- (2) ところで、処分庁は、本件借入金を収入として認定せず、法第78条の規定による費用徴収として処理している。



同条は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と規定しているが、処分庁は、同条の規定による費用徴収として処理したことの理由として、再審査請求人が借入れについて事前に処分庁の承認を求めていること及び本件借入金を直ちに返還するよう事前に指導を受けたにもかかわらず、これに従わず、本件借入金のほぼ全額を携帯電話の料金の支払いに充ててしまい、法第60条に定める生活上の義務を怠ったことを挙げている。

- (3) 借入れについて処分庁の事前の承認を得ることは、前記(1)のとおり、借入金を収入として認定しない場合の要件ではあるが、この承認を得ずに借入れを行ったことをもって、直ちに法第78条の規定が適用されるものではなく、また、再審査請求人が処分庁の担当職員に借入れを行った旨を自ら連絡していること及び平成17年8月4日には本件借入金についての収入申告書を提出していることを考慮すると、再審査請求人に保護を不正に受けようとする意図があったとは考えられない。

また、法第60条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」と規定しており、確かに、借入れをして高額な携帯電話の料金を支払うという再審査請求人の行動は、同条の趣旨に沿ったものではないと言えるが、このことをもって法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た状態となるものではない。

以上のことから、本件処分を行った処分庁の判断は違法であると言わざるを得ない。

- (4) 以上のとおり、本件処分は違法であるから、本件再審査請求には理由がある。よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第56条において準用する同法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成18年7月11日

青森県知事 三村 申

